みどり
水土里ネット

環境循環プランナー
熊本市南
土地改良区

熊本市 みなみ

広報 2021
MIDORI NET
熊本市
みなみ

新松の木堰イメージ

CONTENTS

1　ご挨拶
1　臨時・通常総代会開催
2　平成31年度決算、令和3年度予算
2-3　新役員・総代
3　村上義博理事長「旭日単光章」受賞
3　令和3年度賦課金納付について
4　令和3年度排水使用料について
4　農業農村整備事業
7　水利施設の維持管理
7　熊本市西南地区土地改良区合併推進協議会設立
8　様々な活動
11　お知らせ

組合員・受益面積の状況
（2021年6月末）

●面　積：
1,498ha（田1,468.5　畑29.5）

●組合員：
1,610名

『ご挨拶』

理事長
村上 義博

盛夏の候、組合員並びに関係の皆様方におかれましては、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

また、日頃より土地改良区の運営並びに農業農村整備事業の推進につきまして、特段のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

昨年より新型コロナウイルスが世界中で猛威を振るい、感染拡大は社会に深刻な影響を与えています。本土地改良区でも恒例行事の中止、会議等にあっては感染予防に留意し、書面による会議開催あるいは延期せざるを得ないものとなりました。

新型コロナウイルスの感染拡大により、農産物の価格の下落や消費の低迷など様々な形で皆様にも影響が出ているものと思い、一刻も早い収束を心から願うばかりです。

また、収束がなかなか見通せない状況の中、皆様のご苦労・ご心痛に心よりお見舞い申し上げます。

昨年7月の豪雨災害では球磨川流域をはじめ県内各地で河川の氾濫や決壊等により、農地や農業用施設においても甚大な被害をもたらしました。幸いにも当改良区管内では大きな被害はありませんでしたが、台風や害虫トビイロウンカの被害の影響等により2020年産米の作況指数は2年連続で「不良」という発表でした。今年は平年より20日早く、1951年の統計開始以降、過去2番目に早い梅雨入りとなっています。異常気象により今年もいつ災害が発生するか分からない状況ですが、行政と連携し、災害が未然に防げるよう役職員一体となって努力してまいりたいと思います。

さて、熊本市南土地改良区がスタートして早いもので4年が経過し、合併後初めての総代選挙と役員改選が行われました。合併により運営基盤が強化されたことで、行政機関並びに関係団体との連携も強化され、施設整備や事業並びに管理体制機能などの向上が図られています。

管内では現在4地区で県営事業が行われており、総事業費は約72億円となります。一つの土地改良区でこれだけの事業が行われますのは、合併により土地改良区の基盤が強化されたことによるものではないかと思っています。

松の木堰につきましては、昨年度より本体の工事が始まり、令和4年3月に新堰が完成予定です。宇土開地区基盤整備事業につきましては、昨年度より早期の完了を目的に通年施工（水稲作付けを中止）で整備を進めており、今年度も通年施工により残りの区画整理（17.54ha）を施工予定です。今年度で区画整理は完了し、来年度以降は暗渠排水整備等となります。甲畠口地区基盤整備事業につきましては、今年度は残りの区画整理（7.33ha）と暗渠排水を整備予定です。海路口第1排水機場につきましては、今年度より本格的な工事に着手し、令和6年度より運転開始予定です。

このように管内では多くの事業が現在実施されています。

今後も皆様のご理解・ご協力を得ながら事業を進めてまいりますので、よろしくお願い致します。

熊本市域には現在22の土地改良区があり、土地改良施設の老朽化や土地改良法の改正など土地改良区を取り巻く状況は大きく変化しています。

熊本市の西区、南区を受益とする9つの土地改良区では問題点の解消及び効率的で持続可能な土地改良区の運営を目的として熊本市西南地区土地改良区合併推進協議会を6月4日に設立しました。今後、令和5年4月を目標に合併を進めてまいりたいと思います。

農業を取り巻く状況は高齢化や担い手不足等、いろいろな課題を抱えています。

我々も先人たちの大変な苦労により成し遂げられた農地を次の世代へ確実に引き継ぎ持続可能な農業を推進できるよう、今後も精一杯頑張ってまいります。

最後になりますが、今年度も組合員の皆様のご期待に添えるよう、役職員一同、職務に邁進する所存でありますので、引き続き、ご支援・ご協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

総代会開催

第1回臨時総代会

令和2年12月18日（金）天明ホールにおいて、総代44名（定数48名）が出席し、第1回臨時総代会が開催されました。上程されました議案は全て原案通り可決されました。

提出議案

第1号議案　平成31年度事業報告及び財産目録並びに一般会計・特別会計決算承認について
第2号議案　定款の一部変更について
第3号議案　役員選任規程の一部変更について
第4号議案　総代選挙規程について
第5号議案　職員再任用規程の一部変更について
第6号議案　工事執行規程の一部変更について

第１回臨時総代会

第5回通常総代会

令和3年3月18日（木）天明ホールにおいて、総代44名（定数48名）が出席し、第5回通常総代会が開催されました。上程されました議案は全て原案通り可決されました。

また、総代会前に今回役員を退任されました2名の方に功労者表彰（総代12年・役員8年以上）が行われました。

■受賞者　荒木秀昭様　永井智文様

功労者表彰

提出議案

第1号議案　令和2年度一般会計・特別会計補正予算（案）議決について
第2号議案　令和3年度事業計画（案）、一般会計・特別会計予算（案）議決について
第3号議案　令和3年度賦課金の徴収及び時期方法議決について
第4号議案　令和3年度一時借入金の最高限度額及び借入先並びに余裕金の預入先議決について
第5号議案　令和3年度長期借入金について
第6号議案　令和3年度賦課金の徴収委託議決について
第7号議案　令和3年度農地転用決済金及び徴収議決について
第8号議案　令和3年度他目的施設使用料、排水使用料及び手数料徴収議決について
第9号議案　役員報酬について
第10号議案　役員選任議決について

第５回通常総代会

平成31年度決算、令和3年度予算

※令和2年度決算は来年度の報告になります。

平成31年度 一般会計決算

差引金額 32,913,017円を令和2年度へ繰越

■収入　358,421,812円

賦課金	48,241,730円
附帯事業収入	9,225,973円
基本財産運用収入	621,900円
補助金等収入	145,747,965円
受託料収入	15,507,599円
雑収入	1,428,294円
借入金	95,641,947円
積立金取崩金収入	6,979,857円
繰越金	35,026,547円

■支出　325,508,795円

土地改良事業費	38,379,303円
一般管理費	29,992,123円
負担金等	239,234,391円
借入金返済	66,978円
積立金繰出	14,500,000円
固定資産取得支出	2,460,000円
補助金	876,000円

令和3年度 一般会計予算

■収入　271,692,000円

賦課金	47,600,000円
附帯事業収入	8,050,000円
基本財産運用収入	612,000円
補助金等収入	104,001,000円
寄付金収入	1,000円
受託料収入	5,453,000円
雑収入	431,000円
借入金収入	69,000,000円
積立金取崩収入	1,762,000円
繰越金	34,782,000円

■支出　271,692,000円

土地改良事業費	31,215,000円
一般管理費	29,410,000円
負担金等	172,640,000円
借入金返済	415,000円
積立金繰出	3,500,000円
補助金	2,000円
予備費	34,510,000円

令和３年度 特別会計積立金等（R4.3月末予定額）

農地転用決済金	1千円
職員退職積立金	21,357千円
東部用地費積立金	63,864千円
南部用地費積立金	21,251千円
中央用地費積立金	3,171千円

土地改良事業積立金(三本松)	11,756千円
土地改良事業積立金(大門樋)	28,034千円
土地改良事業積立金(天明)	199,279千円
土地改良事業積立金(熊本市南)	20,000千円
六間堰管理基金	176,245千円

総額544,958千円

○新役員18名（理事14名・監事4名）が通常総代会で選任されました。

任期：令和3年4月1日～令和7年3月31日（4年）

【理事14名】

選任区	氏名	役職
1区(三本松)	高木 正一	
2区(八幡・護藤)	清田 政和	
3区(畠口・沖新)	植村 清一	副理事長
4区(東 部)	原田 正弘	会計担当
5区(銭塘・内田)	東 修二	
	村上 義博	理事長
	守田 博幸	用排水担当
6区(奥古閑)	寺田 秋弘	
	村上 克昭	
7区(海路口)	藤山 司	
	白石 鶴雄	工事担当
	津田 正昭	副理事長
8区(南 部)	松田 克己	庶務担当
	田中 豊	

【監事4名】

選任区	氏名	役職
全選任区	川上 栄一	代表監事
	中村 祐二	
	井手 謙一	
	森 義成	員外監事

新役員（六間堰）

○新総代48名が選出されました。

令和3年2月28日の任期満了による選挙の結果、次の方々が総代に就任されました。
任期:令和3年3月1日～令和7年2月28日(4年)

所属選挙区名	氏　名	所属選挙区名	氏　名	所属選挙区名	氏　名	所属選挙区名	氏　名
第1選挙区(三本松)	西田　邦雄	第4選挙区(東　部)	龍野　康春	第5選挙区(銭塘・内田)	園田　頼昭	第7選挙区(海路口)	木下三智也
	中川　雄司		髙　清治		上田　道徳		宮本　智就
	飯田　章満		島崎　友樹	第6選挙区(奥古閑)	内田　光		槌田　州男
	田上　泰則		馬原　友則		積　義郎	第8選挙区(南　部)	中村　栄一
第2選挙区(八幡・護藤)	中村　敏男		山西　正憲		髙野　幸一		白木　栄一
	村田　幸男	第5選挙区(銭塘・内田)	吉田　安友		林田　鉱一		田中　栄一
	下村　健之		堺　明征		加藤　賢生		田中　裕二
	北原　孝一		岡村　徳幸		松本　暁彦		岡崎　幸誠
第3選挙区(畠口・沖新)	上村　文好		林田　英博	第7選挙区(海路口)	牛嶋　正利		米村　政喜
	内田　良博		角居　淳一		山本　継雄		
	北村　高一		村上　明尚		内田　寿裕		
	平野　辰宣		森口　弘幸		中野　亨		
	前村　秀喜		西　武徳		緒方　敏基		

村上義博理事長「旭日単光章」を受賞

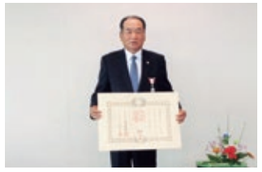
村上義博理事長

村上義博理事長は長年の土地改良事業における功績が認められ、令和3年4月29日「旭日単光章」を受賞されました。

村上理事長は地域農業発展のため、排水対策特別事業や農地整備事業など多くの土地改良事業を積極的に推進され、これら事業により、農地の汎用化と大型機械による営農体系が確立されたことで、営農条件が格段に向上し、農家の経営安定が図られ、地域の農業振興に大きく貢献されました。また、子供たちや担い手農家を通じて広く地域の人々に土地改良区の役割を理解してもらえるよう学習会や水利施設の見学会等を行い、土地改良区が身近な存在として地域に認知されるよう尽力されています。

また、周辺土地改良区との合併も進められ、広域化による運営基盤の強化と合理化による安定経営に貢献されています。

国主催の伝達式は新型コロナウイルスの影響で中止となり、これに代えて6月14日熊本県庁にて熊本県農林水産部主催の伝達式が行われました。

令和3年度賦課金納付について

「なぜ賦課金を支払わねばならないのか」の質問が寄せられます。
土地改良法第36条(経費の賦課)で「土地改良区は、事業に要する経費に充てるため、地区内にある土地につき組合員に対して賦課徴収することができる。」とされています。

賦課金は土地改良事業(維持管理も含む)の受益地に賦課するもので、その農地は土地改良事業の効果を受けるため、賦課金を負担する必要があります。

◇賦課金の納入は便利な口座振替をご利用下さい。(申込みは事務所まで)

◇賦課金口座振替領収書の送付廃止について

令和2年度より賦課金口座振替領収書の発行を廃止し、通帳記帳をもって領収に代えさせていただいています。
証明が必要な方は別途発行しますので、土地改良区までご連絡ください。

納期日

○50,000円以下　1回:7月末　　○50,000円超　2回:7月末・11月末
○祭　田　　1回:11月末

※納付が遅れると延滞金(14.6%)が発生します。期日までに納付をお願いします。

地区名		経常費(円)	備　考
全地区	1組合員当り	400	※1
三本松	三本松	1,700	
大　門	八幡	600	
	上・下護藤	3,500	
	五丁	6,700	
	甲畠口	6,200	※2,3
	乙畠口	4,200	
	沖新	4,200	
天　明	天明中央(古新地含)	3,000	※4
	内田沖田	4,800	※4
	天明南部	3,000	※4
	天明東部	3,000	
	沖新益城・浦田・学料	3,000	※4
	宇土開・採蝋司	3,500	※3,5
	新村	4,300	※4
	畑(天明地区のみ)	1,000	

※経常費1,000㎡当り

※1　賦課額が少額の(小面積)組合員も必要経費(口座振替・通知書・領収書・広報等)が掛かります。平成29年度より全組合員を対象に1組合員当り400円いただいています。
※2　甲畠口は平成31年度より揚水機場電気代、管理者手当を土地改良区で徴収しています。そのため、平成31年度より経常費を2,000円上げています。
※3　甲畠口・宇土開地区基盤整備事業負担金は、借入を行い据置期間(10年)を設け、利息を負担しています。集積を達成出来ない場合は、完了後(据置期間後)特別賦課金で徴収します。
※4　松の木堰農業水利施設保全合理化事業負担金は、借入を行い据置期間(5年)を設け、利息を負担しています。集積を達成出来ない場合は完了後(据置期間後)、天明地区(天明東部を除く)で特別賦課金を徴収します。
※5　宇土開地区は通年施工(水稲作付を中止して工事をする方法)での基盤整備を実施しており、当該年度の施工箇所については賦課金を減免します。
【注記】・経常賦課金は、運営費+維持管理費で算出します。

三本松地区　毎年83万円の賦課金が不足しています。現在、三本松土地改良事業基金を取り崩して運営費に繰入れています。施設の修理代等が嵩み、数年後には基金も無くなり、その時は賦課金を上げなければなりません。

八幡地区　八幡地区の運営費は、下流域(護藤、畠口、沖新:249ha)で120円/10a負担しています。大門取水口から八幡までの水利権更新費用やゲートや水路の修理・更新費用は、応分の負担となります。工事に伴う事務費(事業費×10%)も別途負担となります。

令和3年度排水使用料について

天明地区

サイズ(人槽)	金額(円)
15人未満	3,000円
15人以上から50人未満	5,000円
50人以上	10,000円

○年1回
組合員は賦課金と同時徴収。組合員以外は8月に通知書発送し、徴収。

大門樋、三本松地区

種　類	単位	金額(円)	付　記
①海苔用の用水貯留	1戸	1,500	8月末に通知書を発送し、
②用水路への放流	1㎡	50	建築面積(1階)による
③用排兼用水路への直接放流	1㎡	30	〃
④用排兼用水路への間接放流	1㎡	10	〃
⑤その他の放流	1㎡		その都度協議し定める ※申請時に10年分一括徴収

・三本松(幹線)50円 (支線)30円　・護藤(支線)30円　・大門樋(幹線)50円　・農業用倉庫は50%

令和3年度の主な農業農村整備事業(県営)

松の木堰地区農業水利施設保全合理化事業

今年度は、本体工、ゲート工、建築、サイフォン工等が行われ、令和4年3月に新松の木堰が完成予定です。令和4年度より旧堰撤去が行われ、完了を予定しています。

工事負担金は、平成30年度より日本政策金融公庫に借入を行い、据置期間(5年)を設け、現在利息を返済しています。

全体概要
- **総 事 業 費:2,868,000千円**
- **今年度事業費:915,000千円(R2補正)**
- **受 益 面 積:1000.9ha**
- **受 益 者 数:1,599戸**
- **事 業 工 期:平成27年度～令和4年度(予定)**
- **事 業 内 容:頭首工(複合ゲート2連、魚道)、用水路工(サイフォン1箇所)**
- **負 担 割 合:国50%、県27.5%、市17.5%、農家5%**

※本事業ではハード整備と併せて中心経営体集積促進事業(農地集積)により成果を上げることで負担金の助成があります。集積率55%以上の場合、事業費の5.5%の助成があり、負担金はゼロになりますので、農地集積にご協力お願いします。

現在の松の木堰と新堰施工状況

新松の木堰施工状況

甲畠口地区経営体育成基盤整備事業(県営)

今年度は区画整理工7.33ha、暗渠排水工21.1haを施工予定です。

赤枠が今年度施工予定となります。

全体概要
- **総 事 業 費:1,905,000千円**
- **今年度要望額:418,600千円**
- **受 益 面 積:82.3ha**
- **受 益 者 数:187戸**
- **事 業 工 期:平成25年度～令和4年度(予定)**
- **負 担 割 合:国50%、県27.5%、市17.5%、農家5%**

※本事業ではハード整備と併せて中心経営体集積促進事業(農地集積)により成果を上げることで負担金の助成があります。集積率55%以上の場合、事業費の5.5%の助成があり、負担金はゼロになりますので、農地集積にご協力お願いします。

工事前

工事後

宇土開地区経営体育成基盤整備事業（県営）

今年度は、区画整理工17.54haを施工予定です。
また、事業が早期完了するよう通年施工（水稲作付を中止して作付けする方法）を行っています。
関係農家の皆様にはご協力お願いします。

赤枠が今年度施工予定となります。

全体概要
- 総 事 業 費:1,314,000千円
- 今年度要望額:492,180千円
- 受 益 面 積:56.2ha
- 受 益 者 数:121戸
- 事 業 工 期:平成30年度～令和5年度（予定）
- 負　担　金:国50%、県27.5%、市17.5%、農家5%

※通年施工により作付けができない農地については、賦課金を減免しています。
※事業ではハード整備と併せて中心経営体集積促進事業（農地集積）により成果を上げると助成があります。宇土開地区では担い手農家45名（36.57ha）により地区内農用地面積の80%以上（45ha）の集積を行うことで、農家負担金はゼロになりますので、集積にご協力お願いします。

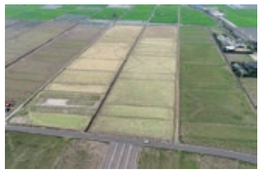
工事前

工事後

第一海路口地区排水対策特別事業（県営）

今年度より排水機場下部工が始まり、令和6年度より運転開始予定です。
現在の排水機場の吐出量は毎秒3.0㎥ですが、新排水機場は毎秒8.0㎥の吐出量となり、排水能力が向上し、農地や住宅の湛水被害が解消され、農業経営の安定化及び農業の持続的発展が図られます。

全体概要
- 総 事 業 費:1,760,000千円
- 今年度要望額:374,000千円
- 受 益 面 積:47.4ha
- 受 益 者 数:134戸
- 事 業 工 期:平成27年度～令和6年度（予定）
- 負　担　金:国50%、県25%、市25%、農家0%

更新される海路口第一排水機（学料）

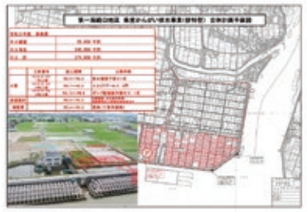

上中沖・本田地区排水路整備（市営）

天明新川右岸に隣接する排水路（上中沖、枝溝）は天明かんがい排水事業により幹線用水路を通す計画のため排水対策特別事業で地区外扱いとなっていました。かんがい排水事業の中止により、熊本市が事業主体となり、平成25年度より毎年整備されています。

市営内田沖田地区排水路整備

内田沖田地区受益者の皆様からかねてより要望がありました排水路整備が、平成30年度より毎年実施されています。

資源向上活動（施設の長寿命化）【多面的支払い交付金】

老朽化した土地改良施設（水路・ポンプ・ゲートなど）の修理・更新を実施し、長寿命化に取り組みます。
事業費30万円以下の場合は、集落保全隊が主体となり、自分達の手で改修（発注可）となります。個人性の強い施設改修は対象外になります。
事業費30万円超の場合は、集落の機能診断を基に校区単位で検討会（集落保全隊代表 ＋ 土地改良区工事担当理事）を経て、天明環境保全隊の理事会で審査・決定後、発注して整備します。

活 動 費 田4,400円/10a×1,176ha= 51,744千円　畑2,000円/10a×13ha=264千円　計52,008千円

ゲート

スクリーン

令和2年度の主な農業農村整備事業（団体営）

土地改良施設維持管理適正化事業（六間堰）

六間堰の電気設備の更新や管理所の舗装復旧を行いました。

全体概要 総事業費:4,900千円
事業工期:令和2年度
負 担 金:国30%、県30%、市24%、農家16%

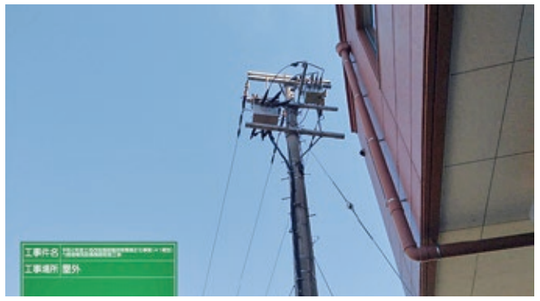
高圧開閉器の更新

蓄電池の更新

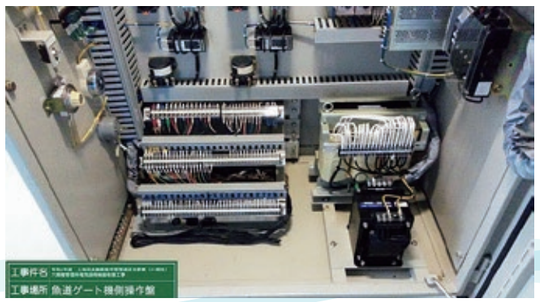
魚道ゲートトランスの更新

管理所舗装の復旧

水利施設の維持管理

県営圃場整備事業等の事業で出来た施設は、土地改良区の財産です。熊本市南土地改良区管内には下記の農業水利施設があります。

【用水施設】
● 堰8ヶ所　●樋門5ヶ所　●用水路219km　● 揚水機場14ヶ所　● 取入口 27ヶ所　●水中ポンプ 27ヶ所　●分水・転倒ゲート

【排水施設】
● 排水路 216km　● 排水機場 13ヶ所　● 排水樋門 8ヶ所　● 排水ゲート

【維持管理費】（令和3年度予算額）
人　件　費　12,310千円　堰、揚水機・排水機、水調整費、事務費等
水道光熱費　9,470千円　堰、揚水機、排水樋門等
諸　経　費　8,050千円　修理、職員保険、賠償・傷害保険、点検整備、水道光熱費等

≪土地改良施設の管理範囲≫

天　明　堰（5）、揚水機（7）、排水機（10）、樋門（5）取水口（22）、水中ポンプ（34）、用水路127km 、排水路125km、農道125km、ゲート150カ所は、管理人を置き、土地改良区が維持管理する。
大門樋　湾洞（1）、幹線揚水機（2）、排水機（3）、取水口（2）、転倒堰（2）、幹線用水路（27km）は、管理人を置き、土地改良区が維持管理する。
三本松　堰（1）、取水堰（1）、転倒堰（7）、幹線用水路（15km）は、管理人を置き、土地改良区が維持管理する。
※近年の農地転用により農地が減少、水路延長は昔と変わらないため、維持管理が増大。

≪維持管理の方法≫

ア 水利用調整は用排水調整委員会の指示の基、施設管理者・総代・関係機関と連携を図る。
イ 修理・整備は、総代からの要望の基、工事委員会で協議の上、実施する。
ウ 多面的機能支払い（環境保全隊）に参加し、施設の長寿命化を図り資源保全に寄与する。

≪維持管理の取り決め≫

土地改良区は賦課金で運営しており、外注をすれば賦課金が上がります。
組合員が行う維持管理には、行政支援（多面的機能支払）がありますので活用下さい。
・八幡地区は農業振興地域でないため、除外となります。
・畠口は畠口地域資源保全隊へ、三番・四番は中島地域農地・水・環境保全管理協定運営委員会に参加下さい。

◎組合員が行う維持管理
田んぼ周りの水路の土砂上げ・草刈り、畦畔の維持管理
※農家や地域住民による地域ぐるみの活動（天明農地水環境保全組織）へ参加下さい。

◎地域管理
・取水ゲート(河川)23ヶ所の操作　・揚水機場8ヶ所の運転　・水中ポンプ 27ヶ所の運転
・分水ゲートの操作　・水路の軽微な補修など
※軽微な施設補修や配水操作（用排水調整）は、多面的機能支払（共同活動）の支援があります。
※用水路・水中ポンプ・スクリーン・ゲート等用水関係の補修・更新は、多面的機能支払（長寿命化）の対応になります。

◎水土里ネット直接管理
・三本松堰　・六間堰（導水路）　・松の木堰　・八間堰　・方指堰　・ガメ堰
・排水機場（13ヶ所　市より管理受託）　・排水樋門（市より管理受託含む）

◆熊本市西南地区土地改良区合併推進協議会設立について

熊本市土地改良区合併検討委員会は約3年半に亘り、熊本市を1つの土地改良区に纏めるよう議論してきましたが、維持管理方法等の考え方に大きな隔たりがあり、合併に至るまではかなりの時間を要するため、令和3年3月1日に開催されました熊本市土地改良区合併推進協議会（準備会）において熊本市南土地改良区は脱退し、新たに熊本市西区・南区の9つの土地改良区で合併推進協議会を立ち上げることとしました。

令和3年6月4日に開催しました設立会議において、参加した全土地改良区の賛成により熊本市西南地区土地改良区合併推進協議会の設立が決定し、今後、令和5年4月の合併を目標に協議を進めてまいります。土地改良区が抱える問題点の解消及び効率的で持続可能な土地改良区の運営を目的として、組合員の皆様に喜ばれるような合併に向けて進めてまいります。

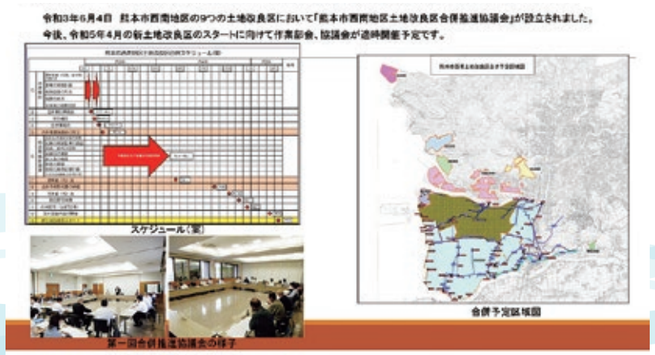

○参加土地改良区
白川西南部、石塘堰樋、池上、梅洞、高砂、近津、白浜、熊本市南、御幸木部

◆熊本市西南部農業振興センター（西区役所）との連携

熊本市農水局は令和2年1月より、組織体制を強化するため組織再編が行われています。
これにより、南農業振興課と西農業振興課が統合され、西南部農業振興センター（西区役所内）となり、南農業振興課、飽田天明分室が行っていた業務は西南部農業振興センターが行っています。
用排水路・農道・排水路・排水樋門・排水機等は一般市民も利用する施設なので、西南部農業振興センター基盤整備課で整備・補修をされます。
集落内の農道・排水路等の整備要望は、地元自治会や農区からになりますが、農振農用地の整備は土地改良区が推進母体となります。用水施設は農業者が利用するので、土地改良区が主体となり維持管理や整備（工事・修理）を行います。

◎西南部農業振興センター（西区役所内）/農業振興課 ☎096-329-1158　基盤整備課 ☎096-329-1168

様々な活動

令和2年7月豪雨災害復旧・復興に対する支援

線状降水帯の停滞により県南地域を中心とした豪雨により、一級河川球磨川をはじめ、本流・支流を含めた河川氾濫により農地や農業用施設においても甚大な被害が発生しました。
熊本市南土地改良区では人吉・球磨地域の被災した土地改良区へ災害支援物資の提供と災害ボランティアを行いました。

用水路の土砂撤去

人吉新聞に掲載

水源かん養林「水土里ネットの森」

平成17年より阿蘇から有明海までの27の水土里ネット（土地改良区）は、阿蘇山が育む水を下流域へ安定供給するため「水土里ネットの森」（阿蘇山麓　日の尾原野）の育樹に取り組んでいます。
毎年6月と8月に広葉樹15,000本（6ha）の下草刈りを実施しています。
※昨年に続き今年も新型コロナウイルス感染拡大防止の政府方針を踏まえ中止となりました。

下草刈り（R1.9.6）

下草刈り作業

水土里(みどり)ネットの役割を知って

令和2年度も小中学校への出前講座や地域の学習会を開催しました。
今年度も小中学生や地域住民を対象に、学習会等を通して地域の水土里に理解が深まるよう発信します。
●水源地探索(秋開催:天明みらいの森等)
●出前講座(随時)

川口小

銭塘小

「天明地域農業振興協議会」の活動

平成20年、天明地域の農業振興を図る目的で農業団体等を構成員とする協議会が立ち上がりました。協議会は毎年開催され、農業・農村に関わる情報を共有し、連携を図り諸問題に取り組む体制ができました。
※昨年は新型コロナウイルス感染拡大防止の政府方針を踏まえ会議は中止となりました。
参加団体:大農区長、農協、農業共済、農業委員会、農業推進委員、土地改良区、認定農業者協議会

一昨年開催した協議会の様子

県内外から研修に

毎年、県内外から多数の方々が農業農村整備事業の推進、農地水環境保全活動等について視察に来られています。
※令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大防止の政府方針を踏まえ研修受け入れを中止しています。

宇城市土地改良区合併推進協議会より視察
(令和２年 11 月)

松の木堰安全祈願祭開催

令和2年9月4日、松の木堰改修工事の安全を願い、県・市・施工業者・土地改良区が出席し、安全祈願祭が行われました。

松の木堰右岸

「白川水系河川整備計画」について(井樋山堰、十八口堰、三本松堰、渡鹿堰の改築等)

国土交通省では河川を取り巻く社会状況の変化、今後の気候変動を踏まえ、白川の更なる治水安全度向上を目指し、河川整備計画を令和2年1月23日に変更しています。
この変更計画において、河川整備の一環として**横断工作物の対策(井樋山堰、十八口堰、三本松堰、渡鹿堰の改築等)**を位置付けており、現在改築に向けて管理者である土地改良区と協議や調整を行いながら事業化を図っていく予定です。

土地改良区からのお願い

節水にご協力おねがいします!

毎年、中干し後に下流域で用水が不足します。掛け流しを無くし、用水の節約にご協力お願いします。
また、用水路に土砂やゴミが溜まっていると下流に水が届きません。定期的な泥上げや清掃をお願いします。

用水が不足している用水路

掛け流しの排水路

水路への草の切り込みをやめましょう!

水路への草の切り込みは下流域に多大な迷惑を掛けており、撤去作業に大変苦労しています。皆様のご理解とご協力お願いします。

水路畦畔に繁茂している雑草

下流域へ流れてきた草

水路に流出した油を吸着マットにより回収

農業用施設からの油流出事故に気を付けましょう!

最近、土地改良区管内で油流出事故が相次いで発生し、一部河川や水田への流れ込みにより、農作物等への被害が発生しています。油流出事故は環境汚染ばかりでなく、その回収が大変困難で生態系に悪影響を与えてしまうことになります。

お知らせ

組合員異動の届け

申請書類はホームページよりダウンロード出来ます

◎ 下記の場合、必ず事務局まで届け出てください。

◇耕作権、売買による移動　◇相続（死亡）による移動　◇経営移譲　◇住所変更　◇ 水田から畑への転換　など

〈注意〉農業委員会に届けても土地改良区へ届けがない場合は、そのまま従前者に賦課されます。

農地の買い受けの際はご確認を

農地に滞納金がある場合は土地改良法第42条（権利義務の継承）により、買受け人に滞納金は承継されます。競売・公売の場合も滞納金は権利を承継した人になり、移転登記された時点で組合員は買い受け人に移動します。

滞納金は新権利者が納付することになりますので、売買の際トラブルのないよう当事者間で確認してください。売買される方は、事前に事務局にお問い合わせください。

農地転用（地区除外）

▽ **農地を宅地等に転用する場合、決済金が必要です。**

農地転用によって地区の農地が減ると、残った農地で運営費、維持管理費や事業償還金を負担することになります。負担の公平化のために決済金を納めてもらうものです。

▽ **公共工事に伴う農地転用でも決済金が必要です。**

道路・河川・公園等の用地として国・県・市が買収した場合。

▽ **市や農業委員会に手続きしても、決済金の納付がない限り賦課額は変わりません。**

▽ **市街化区域においての転用届けの場合も決済金が必要です。**

▽ **土地改良区の区域から除外する際には、滞納金が残っている場合は精算します。**

〈令和3年度決済額 10a当り：円〉（経常費）三本松 70,000円　大門樋 60,000円　天明 70,000円

水路への汚水や雨水・雑排水放流について

水路に汚水や家庭雑廃水を放流する場合には、土地改良区の承認が必要です。

本来、水路は農業用排（用）水が目的で造設しますが、家庭・事業所等からの廃水について下流地区で越水問題、農作物への影響等を検討し、支障がなければ認めております。**必ず事前に承認を受けてから放流して下さい。**

賦課金口座振替領収書の送付廃止について

これまで口座振替の方には領収書を送付していましたが、経費節減及び省資源化のため、令和2年度より領収書の送付を廃止し、通帳記帳をもって領収に代えさせていただいています。

証明が必要な方は別途発行しますので、土地改良区までご連絡ください。

天明地区にお住まいで下水道使用を開始された方へ

天明地区の一部の地域は下水道の整備が完了し、下水道使用を開始された所もあります。下水道使用を開始された方につきましては、排水使用料を停止しますので、証明する書類（領収書等）を持って事務局まで届け出をお願いします。

◆ 発行所／水土里ネット熊本市みなみ（熊本市南土地改良区）　◆ 発行人／理事長　村上 義博

《事務所》〒861-4125 熊本市南区奥古閑町2035　天明まちづくりセンター2階

TEL:096-223-0204　FAX:096-223-0224

Eメール　info@midorinet-km.jp　ホームページ　https://midorinet-km.jp